

湯川ダム地点発電所建設工事
優先交渉権者選定基準

令和元年 10 月

長野県企業局

目次

I.	審査の概要	2
1.	優先交渉権者選定基準の位置付け	2
2.	優先交渉権者選定方法	2
3.	総合審査委員会の設置	2
4.	審査の視点	2
5.	審査の構成と手順	3
II.	資格審査	5
III.	提案審査	5
1.	基礎審査	5
2.	提案評価	5
IV.	総合評価	7
1.	総合評価の手順	7
2.	総合評価点の計算式	7
3.	優先交渉権者の決定	7

1. 審査の概要

1. 優先交渉権者選定基準の位置付け

本書は、長野県企業局（以下「県」という。）が、湯川ダム地点発電所建設工事（以下「本事業」という。）を実施する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（これらを総称して、以下「応募者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

2. 優先交渉権者選定方法

本事業は、信濃川水系湯川地点での未利用資源を利用し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）を活用した発電所建設を実施するものである。

優先交渉権者の選定は、①参加資格要件の充足状況を審査する手続き「資格審査」、②要求水準を満たす具体的な実施計画を盛り込んだ提案内容及び価格提案を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施する。

3. 総合審査委員会の設置

県は、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した提案審査書類（以下「提案審査書類」という。）の審査に際して、有識者等からなる「総合審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、県が設置した委員会の委員は次のとおり。

図表 1 委員一覧

氏名	所属・役職等
浅川 晴俊	公営電気経営者会議事務局長
石田 良成	長野県建設部佐久建設事務所佐久北部事務所長
金井 英明	御代田町建設水道課長
青木 千明	長野県企業局電気事業課長
五味 浩	長野県企業局北信発電管理事務所管理課長

4. 審査の視点

本事業の審査は、特に以下の点を踏まえて、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

- ✓ 本事業は、設計から施工において、土木・電気・建築と多岐にわたる専門分野を

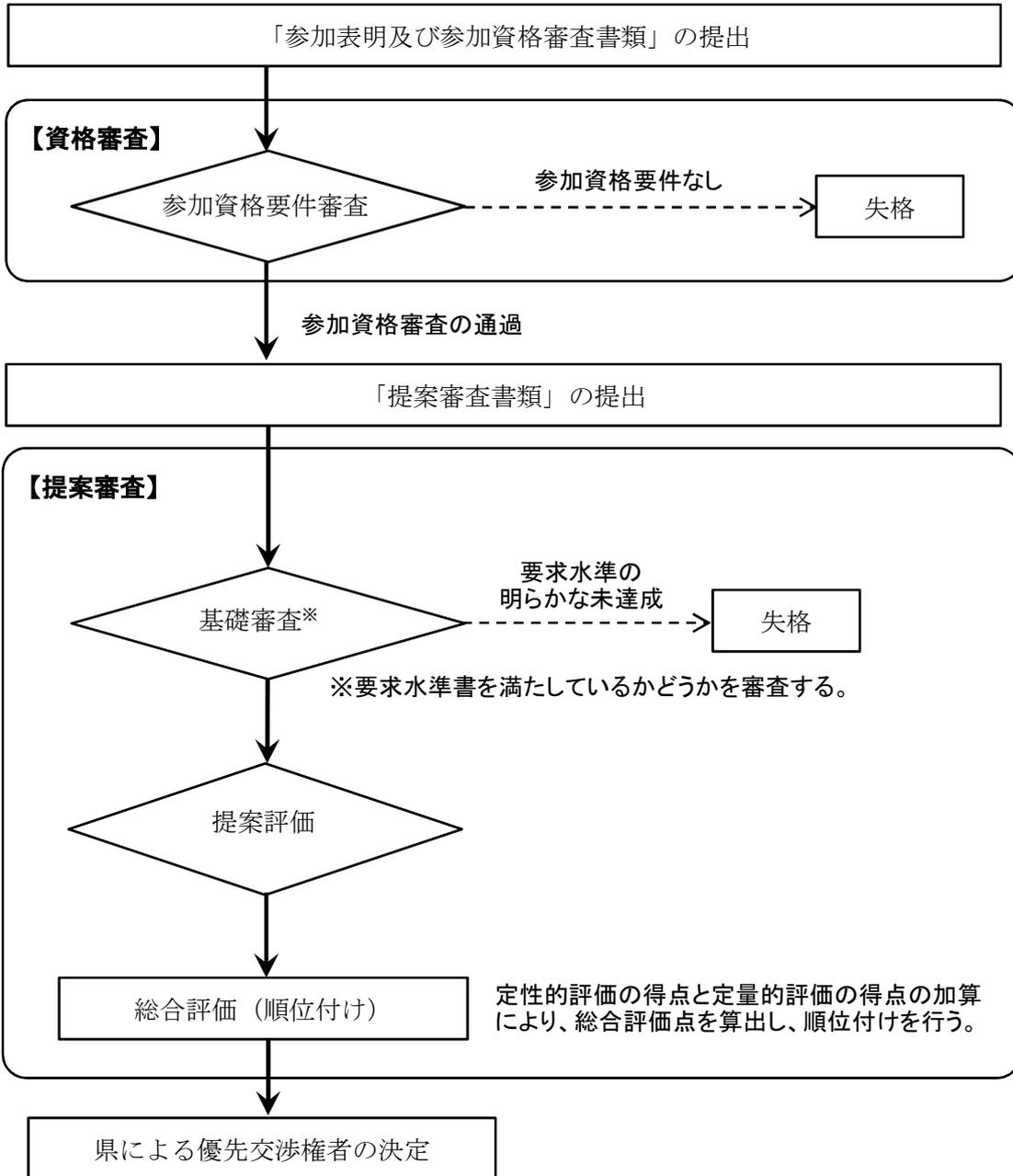
取り扱う事業であり、設計施工一括発注方式の導入効果を最大限発揮されること。

- ✓ 県内企業の参画や地域貢献が十分に期待できること。
- ✓ 民間の創意工夫が発揮され、再生可能エネルギーの安定供給、水力発電事業の効率化、発電所建設にあたり現在課題となっている事案への対応、新技術の導入、施工後の維持管理（修繕計画や LCC 等）、防災や周辺環境への影響にも配慮された計画となっていること。
- ✓ 適切なコスト縮減が図られた建設工事が実現されること。

5. 審査の構成と手順

優先交渉権者の決定は、基礎審査及び定性的評価（非価格要素審査）、定量的評価（価格要素審査）から構成され、図表 2 に示す審査の手順に基づき、実施する。

図表2 審査の手順



II. 資格審査

本事業を実施することを表明する応募者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類を基に、募集要項に定める応募者に共通の参加資格要件及び各応募者個別の参加要件を満たしているかどうか審査を行う。これらの参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

また、参加表明書に虚偽の記載事項があることが明らかとなった場合も失格とする。

III. 提案審査

提案審査は、資格審査を通過した応募者から提出された提案審査書類を審査する。提案審査では、基礎審査、定量的評価（価格要素審査）、定性的評価（非価格要素審査）について、それぞれ審査及び採点を行い、その合計点によって最終的な優先交渉権者を決定する。

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、委員会による応募者へのヒアリングの実施を行う。

1. 基礎審査

応募者から提出された提案審査書類について、審査を行う。審査にあたっては、提案審査書類に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。当該項目のいずれかでも要求水準の明らかな未達成があった場合、その応募者は失格とする。

また、要求水準の達成確認を行うにあたり、応募者から提出された提案審査書類に不明確な点がある等の場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

2. 提案評価

(1) 定量的評価（価格要素審査）

応募者から提出された提案審査書類のうち、価格提案書について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い価格提案の金額を提示した応募者の価格点を 100 点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い価格提案の金額からの割合に基づき算出する。

$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い価格提案の金額}}{\text{当該応募者の提示する価格提案の金額}} \times 100 \text{ 点}$

ただし、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入とする。

(2) 定性的評価（非価格要素審査）

応募者から提出された提案審査書類のうち、技術提案書と施設計画図面集について、別表「審査項目表」に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化した点数を非価格点とする。

なお、得点化に際しては、図表 3 に示す得点化基準により得点を付与する。

非価格点 = 400 点満点での得点

ただし、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入とする。

図表 3 各審査項目の得点化基準

評 価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	A－Cの間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	C－Eの間	配点×0.25
E	要求水準どおりの提案	配点×0.00

IV. 総合評価

1. 総合評価の手順

提案審査書類に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格要素審査）の非価格点と応募者が提示する価格提案の金額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出する。

県は、委員会で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、総合評価点につき同点の者が2人以上ある場合、非価格点の高い者を上位とするものとし、総合評価点、非価格点の双方が同点である者が2人以上ある場合においては、くじ引きにより上位の者を決定するものとする。

2. 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

$\begin{array}{rcccl} \text{総合評価点} & = & \text{【非価格点】} & + & \text{【価格点】} \\ \text{(満点 500 点)} & & \text{(満点 400 点)} & & \text{(満点 100 点)} \end{array}$

3. 優先交渉権者の決定

県は、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、通知する。また、県は優先交渉権者の決定について公表する。